

○ 平成十四年三月二十九日金融庁告示第三十四号（銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案	現行
<p>銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第七項及び第五十二条の二十三第六項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第一項第一号、第二項第二号及び同条第九項並びに第三十四条の十六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十四号）及び銀行法第五十二条の大蔵省第七第六項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十五号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「銀行」、「子会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（以下「法」という。）第二条に規定する</p>	<p>銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第七項及び第五十二条の二十三第六項並びに銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第一項第二号、同条第九項及び第三十四条の十六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として銀行若しくは銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、銀行法第十六条の二第七項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十四号）及び銀行法第五十二条の大蔵省第七第六項等の規定に基づき、銀行等の従属業務を営む会社が銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十五号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「銀行」、「子会社」又は「銀行持株会社」とは、それぞれ銀行法（以下「法」という。）第二条に規定する</p>

銀行、子会社又は銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「銀行持株特定子銀行」とは、それぞれ銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の二第四項第一号に規定する特定子銀行又は銀行持株特定子銀行をいい、「銀行集団」とは、同項第二号に規定する銀行集団をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「小額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、小額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「小額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ第五十二条の二三第一項に規定する長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会

銀行、子会社又は銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「銀行持株特定子銀行」とは、それぞれ銀行法施行規則（以下「規則」という。）第十七条の二第三項第一号に規定する特定子銀行又は銀行持株特定子銀行をいい、「銀行集団」とは、同項第二号に規定する銀行集団をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「小額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、小額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「小額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ第五十二条の二三第一項に規定する長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、小額短期保険業者、信託専門会社、銀行

社、小額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等(当該銀行の特定子銀行、銀行持株特定子銀行、当該銀行の銀行集団又は当該銀行の銀行持株会社集団(規則第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一・二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として銀行に係る集団(規則第十七条の二第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行に係る集団(規則第十七条の三第一項第二号に掲げる業務については当該銀行に係る集団に属する法人の役員を含む。))からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らない

業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(銀行等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等(当該銀行の特定子銀行、銀行持株特定子銀行、当該銀行の銀行集団又は当該銀行の銀行持株会社集団(規則第十七条の二第三項第三号に規定する銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一・二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として銀行に係る集団(規則第十七条の二第三項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行に係る集団(規則第十七条の三第一項第二号に掲げる業務については当該銀行に係る集団に属する法人の役員を含む。))からの収入の額の合計額の総収入の額に占める割合が百分の九十を下回らない

ら)と。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行、その特定子銀行又は銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該銀行に係る集団に属する規則第十七条の二第四項第四号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する銀行等のいずれかからの収入があること。

(資金移動専門会社の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条の二 資金移動専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該銀行の子会社である資金移動専門会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場

ら)と。

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該銀行、その特定子銀行又は銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該銀行に係る集団に属する規則第十七条の二第三項第四号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する銀行等のいずれかからの収入があること。

(新設)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場

場合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(資金移動専門会社の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第七条の二 資金移動専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である資金移動専門会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行

合において、同項第二号中「当該銀行又はその特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(新設)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が銀行持株会社の銀行持株会社の銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該銀行持株会社の銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該銀行持株会社の銀行持株会社集団に属する銀行、その特定子銀行若しくは銀行持株特定子銀行」

「とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

とあるのは、「当該銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

○ 平成十四年三月二十九日金融庁告示第三十六号（長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案	現行
<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第一項第一号、第二項第二号及び第五条の六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十六号）及び長期信用銀行法第十六条の四第六項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p>	<p>長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十三条の二第九項及び第十六条の四第六項並びに長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第四条の三第一項第二号及び第五条の六第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として長期信用銀行若しくは長期信用銀行持株会社又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、長期信用銀行法第十三条の二第九項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月告示第四十六号）及び長期信用銀行法第十六条の四第六項等の規定に基づき、長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月告示第四十七号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p>

第一条 この告示において「長期信用銀行」、「子会社」又は「長期信用銀行持株会社」とは、それぞれ長期信用銀行法（以下「法」という。）第二条、第十三条の二第二項又は第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行、子会社又は長期信用銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「長期信用銀行持株特定子銀行」とは、それぞれ長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の三第四項第一号に規定する特定子銀行又は長期信用銀行持株特定子銀行をいい、「長期信用銀行集団」とは、同項第二号に規定する長期信用銀行集団をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十三条の二第一項に規定する銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第四項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて「銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ長期信用銀行法（以下「法」という。）第二条、第十三条の二第二項又は第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行、子会社又は長期信用銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「長期信用銀行持株特定子銀行」とは、それぞれ長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の三第三項第一号に規定する特定子銀行又は長期信用銀行持株特定子銀行をいい、「長期信用銀行集団」とは、同項第二号に規定する長期信用銀行集団をいう。

第一条 この告示において「長期信用銀行」、「子会社」又は「長期信用銀行持株会社」とは、それぞれ長期信用銀行法（以下「法」という。）第二条、第十三条の二第二項又は第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行、子会社又は長期信用銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「長期信用銀行持株特定子銀行」とは、それぞれ長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の三第三項第一号に規定する特定子銀行又は長期信用銀行持株特定子銀行をいい、「長期信用銀行集団」とは、同項第二号に規定する長期信用銀行集団をいう。

2 第二条から第六条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第十三条の二第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、同条第四項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十一条までにおいて「銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「保険会社」、「少額短期保険業者」、「信託専門会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を営む外国の会社」、「保険業を営む外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ長期信用銀行法（以下「法」という。）第二条、第十三条の二第二項又は第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行、子会社又は長期信用銀行持株会社をいい、「特定子銀行」又は「長期信用銀行持株特定子銀行」とは、それぞれ長期信用銀行法施行規則（以下「規則」という。）第四条の三第三項第一号に規定する特定子銀行又は長期信用銀行持株特定子銀行をいい、「長期信用銀行集団」とは、同項第二号に規定する長期信用銀行集団をいう。



の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等(当該長期信用銀行の特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行集団又は当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団(規則第四条の三第四項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一・二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行に係る集団(規則第四条の三第四項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

「外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第十六条の四第一項に規定する銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、少額短期保険業者、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(長期信用銀行等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 長期信用銀行、銀行又は銀行業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等(当該長期信用銀行の特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行持株特定子銀行、当該長期信用銀行の長期信用銀行集団又は当該長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団(規則第四条の三第三項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団をいう。))をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一・二 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として長期信用銀行に係る集団(規則第四条の三第三項第四号に規定する者をいう。以下この条において同じ。)の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

一 (略)

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行、その特定子銀行又は長期信用銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該長期信用銀行に係る集団に属する規則第四条の三第四項第四号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する長期信用銀行等のいずれかからの収入があること。

(資金移動専門会社の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条の二 資金移動専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である資金移動専門会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する

一 (略)

二 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該長期信用銀行、その特定子銀行又は長期信用銀行持株特定子銀行のいずれかからの収入があり、かつ、当該長期信用銀行に係る集団に属する規則第四条の三第三項第四号に掲げるそれぞれの者において当該者に属する長期信用銀行等のいずれかからの収入があること。

(新設)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する

る。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(資金移動専門会社の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第七条の二 資金移動専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である資金移動専門会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長

。この場合において、同項第二号中「当該長期信用銀行又はその特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(新設)

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該長期

期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団に属する長期信用銀行、その特定子銀行若しくは長期信用銀行持株特定子銀行」とあるのは、「当該長期信用銀行持株会社の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

○ 平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改正案	現行
<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>八の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第八号の二において同じ。）</p> <p>九～四十 （略）</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>八の二 資金移動業者</p> <p>九～二十九 （略）</p>	<p>第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九～四十 （略）</p> <p>第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九～二十九 （略）</p>

○ 平成十八年三月二十八日金融庁告示第三十六号（信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第二号から第八号の二まで、第二十五号、第三十五号及び第四十号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十六条に規定する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理
- 二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第二号から第八号まで及び第二十五号に掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三

現行

第一条 信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第二号から第八号まで、第二十五号、第三十五号及び第四十号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十六条に規定する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理
- 二 信用金庫、信用金庫連合会又は告示第一条第二号から第八号まで及び第二十五号までに掲げる者の業務（農業協同組合又は農業協同組合連合会にあつては農業協同組合法（昭和二十二年法律第

十二号) 第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条第二号において同じ。)に該当するものを除く。)の代理又は媒介(第四号に掲げるものを除く。)

二の二 告示第一条第八号の二に掲げる者が営む資金移動業(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号) 第二条第二項に規定する資金移動業をいう。第二条第二号の二において同じ。)

三 (略)  
の代理又は媒介

四 告示第一条第四十号に掲げる者の投資顧問契約(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。第二条第四号において同じ。)又は投資一任契約(同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。次条第四号において同じ。)の締結の代理又は媒介

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で

百三十二号) 第十一条第二項、漁業協同組合にあつては水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号) 第十一条の四第二項、漁業協同組合連合会にあつては同法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第十一条の四第二項、水産加工業協同組合連合会にあつては同法第百条第一項において準用する同法第十一条の四第二項に規定する信用事業に限り、信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号) 第一条第一項に規定する信託業務をいう。次条第二号において同じ。)に該当するものを除く。)の代理又は媒介(第四号に掲げるものを除く。)

(新設)

三 (略)

四 告示第一条第四十号に掲げる者の投資顧問契約(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。次条第四号において同じ。)又は投資一任契約(同項第十二号ロに規定する投資一任契約をいう。次条第四号において同じ。)の締結の代理又は媒介

第二条 法第五十四条第四項第七号に規定する業務の代理又は媒介で

金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第二号から第八号の二まで、第二十四号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二（略）

二の二 告示第二条第八号の二に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介

三・四（略）

金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第二号から第八号まで、第二十四号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二（略）

（新設）

三・四（略）



○ 平成十四年三月二十九日金融庁告示第四十号（信用金庫の従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の第二十八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十四条の第二十三第六項並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条第一項第一号、第二項第二号及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（法第五十四条の二十三第一項第一号の二に掲げるものの営む業務の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第三条の二 法第五十四条の二十三第一項第一号の二に掲げるものの営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連</p>	<p>信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の第二十八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十四条の第二十三第六項並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条第一項第二号及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用金庫の従属業務を営む会社が信用金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（新設）</p>

合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である法第五十四条の二十三第一項第一号の二に掲げるものの営む業務」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用金庫連合会又はその特定子銀行」とあるのは、「当該信用金庫連合会の子会社である証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業を営む外国の会社」と読み替えるものとする。

○ 平成十八年三月二十八日金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第十号の二において同じ。）</p> <p>十一～二十八 （略）</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十の二 資金移動業者</p> <p>十一～二十九 （略）</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一～二十八 （略）</p> <p>第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する金融庁長官の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十一～二十九 （略）</p>

○ 平成十八年三月二十八日金融庁告示第三十七号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第十号の二まで、第二十四号及び第二十八号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十六条に規定する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>二（略）</p> <p>二の二 告示第一条第十号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金</p>	<p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫又は平成十八年金融庁告示第三十五号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第三号から第十号まで、第二十四号及び第二十八号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号、第二号、第五号及び第九号に掲げる業務、同項第四号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第十六条に規定する業務を除く。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>二（略）</p> <p>（新設）</p>

決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項に規定する資金移動業をいう。次条第二号の二において同じ。）の代理又は媒介

三・四（略）

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第十号の二まで、第二十五号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二（略）

二の二 告示第二条第十号の二に掲げる者が営む資金移動業の代理又は媒介

三・四（略）

三・四（略）

第二条 法第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官が定めるものは、次に掲げるものとする。

一 株式会社日本政策金融公庫又は告示第二条各号（第三号から第十号まで、第二十五号及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二（略）

（新設）

三・四（略）

○ 平成十四年三月二十九日金融庁告示第四十二号（従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第十条第一項第一号、第二項第二号及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十九号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（法第四条の四に掲げるものの営む業務の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第三条の二 法第四条の四に掲げるものの営む業務が、主として当該</p>	<p>協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の二第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合その他これに類する者の行う事業のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第四条の四第六項並びに協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第十条第一項第二号及び同条第七項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、信用協同組合の従属業務を営む会社が信用協同組合のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省告示第四十九号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（新設）</p>

信用協同組合連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である法第四条の四に掲げるものの営む業務」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が信用協同組合連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該信用協同組合連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該信用協同組合連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該信用協同組合連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

○ 平成十八年三月二十八日金融庁・厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

改正案	現行
<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>七の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。次条第七号の二において同じ。）</p> <p>八〇十六 （略）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>七の二 資金移動業者</p> <p>八〇十三 （略）</p>	<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八〇十六 （略）</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一〇七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八〇十三 （略）</p>



○ 平成十八年三月二十八日金融庁・厚生労働省告示第四号（労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号の二まで、第十五号及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第十条第一項に規定する貸付けの業務に限る。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>二（略）</p>	<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで、第十五号及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあつては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第十条第一項に規定する貸付けの業務に限る。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>二（略）</p>

二の二 告示第一条第七号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金  
決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二項  
に規定する資金移動業をいう。次条第二号の二において同じ。）  
の代理又は媒介

三・四 （略）

第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は  
媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるも  
のとする。

一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、  
独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号か  
ら第七号の二まで、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる者  
の業務の代理

二 （略）

二の二 告示第二条第七号の二に掲げる者が営む資金移動業の代理  
又は媒介

三・四 （略）

（新設）

三・四 （略）

第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は  
媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるも  
のとする。

一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、  
独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号か  
ら第七号まで、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる者の業  
務の代理

二 （略）

（新設）

三・四 （略）

○ 平成十四年三月二十九日金融庁・厚生労働省告示第四号（労働金庫の従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件）

改正案	現行
<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十八条の五第六項並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第四十五条第十項及び第五十一条第一項第一号、第二項第二号の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、労働金庫の従属業務を営む子会社が労働金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省・労働省告示第八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（法第五十八条の五第一項第一号の二に掲げるものの営む業務の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準）</p> <p>第三条の二 法第五十八条の五第一項第一号の二に掲げるものの営む業務が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等</p>	<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の三第八項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫その他これに類する者の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準並びに同法第五十八条の五第六項並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）第四十五条第十項及び第五十一条第一項第二号の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として労働金庫連合会の行う業務又はその子会社その他これらに類する者の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、労働金庫の従属業務を営む子会社が労働金庫のために営む従属業務に関する基準等を定める件（平成十年十一月金融監督庁・大蔵省・労働省告示第八号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（新設）</p>

の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である法第五十八条の五第一項第一号の二に掲げるものの営む業務」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

(証券専門会社等の従属業務を営む会社が労働金庫連合会又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第四条 証券専門会社又は証券仲介専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社等の営む業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第二号中「当該労働金庫連合会又はその特定子銀行のいずれか」とあるのは、「当該労働金庫連合会の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社」と読み替えるものとする。

○ 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年<sup>内閣府</sup>財務省告示第一号）

改正案	現行
<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第一条 株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第二十条第四項第十一号に規定する主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>二の二 資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）三十九 （略）</p> <p>2 法第二十一条第四項第十一号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一の二 前項第二号の二に掲げる者が営む資金移動業（資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（法第三十九条第一項第六号又は同条第四項に規定する主務大臣が定める基準）</p>	<p>（業務の代理又は媒介）</p> <p>第一条 株式会社商工組合中央金庫法（以下「法」という。）第二十条第四項第十一号に規定する主務大臣の定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三十九 （略）</p> <p>2 法第二十一条第四項第十一号に規定する主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（法第三十九条第一項第六号又は同条第四項に規定する主務大臣が定める基準）</p>

第十条 法第三十九条第一項第六号の場合において、会社が主として  
商工組合中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務  
省令で定めるものの営む業務のために従属業務（同条第二項第一号  
に規定する従属業務をいう。以下同じ。）を営んでいるかどうかの  
基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たしていることとする。

一 (略)

二 当該会社が次のいずれにも該当すること。

イ 各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫  
関係集団（商工組合中央金庫及びその子会社並びに商工組合中  
央金庫関係金融機関（規則第六十九条第四項第二号イからニま  
でに掲げる者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）から  
の収入の合計額（二号業務については商工組合中央金庫関係集  
団に属する法人の役員からの収入を含む。）の総収入の額に  
占める割合が百分の九十を下回らないこと。

ロ (略)

二の二 当該会社が法第三十九条第一項第一号に規定する業務を専  
ら営む資金移動業者の営む業務のために従属業務を営む会社であ  
って、次のいずれにも該当すること。

イ 各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫  
又はその子会社からの収入の額の合計額の総収入の額に占める  
割合が百分の五十を下回らないこと。

ロ 各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫  
の子会社である法第三十九条第一項第一号に規定する業務を専

第十条 法第三十九条第一項第六号の場合において、会社が主として  
商工組合中央金庫その他これに類する者として主務省令で定めるも  
のの営む業務のために従属業務（同条第二項第一号に規定する従属  
業務をいう。以下同じ。）を営んでいるかどうかの基準は、次に掲  
げる要件のいずれかを満たしていることとする。

一 (略)

二 当該会社が次のいずれにも該当すること。

イ 各事業年度において、従属する業務に係る商工組合中央金庫  
関係集団（商工組合中央金庫及びその子会社並びに商工組合中  
央金庫関係金融機関（規則第六十九条第三項第二号イからニま  
でに掲げる者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）から  
の収入の合計額（二号業務については商工組合中央金庫関係集  
団に属する法人の役員からの収入を含む。）の総収入の額に  
占める割合が百分の九十を下回らないこと。

ロ (略)

(新設)

ら営む資金移動業者からの収入があること。

三 当該会社が証券専門会社（法第三十九条第一項第一号の二に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（法第三十九条第一項第二号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）の営む業務のために従属業務を営む会社であつて、次のいずれにも該当すること。

イ・ロ（略）

四・五（略）

2（略）

（規則第六十九条第一項第一号、同条第二項第二号及び同条第十項ただし書に規定する主務大臣等が定める基準）

第十一条 規則第六十九条第一項第一号、同条第二項第二号及び同条第十項ただし書に規定する主務大臣等が定める基準は、商工組合中央金庫の子会社が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一・二（略）

三 当該会社が証券専門会社（法第三十九条第一項第一号に規定する証券専門会社をいう。以下同じ。）又は証券仲介専門会社（法第三十九条第一項第二号に規定する証券仲介専門会社をいう。以下同じ。）の営む業務のために従属業務を営む会社であつて、次のいずれにも該当すること。

イ・ロ（略）

四・五（略）

2（略）

（規則第六十九条第一項第二号及び同条第九項ただし書に規定する主務大臣等が定める基準）

第十一条 規則第六十九条第一項第二号及び同条第九項ただし書に規定する主務大臣等が定める基準は、商工組合中央金庫の子会社が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一・二（略）

○ 平成十四年三月二十九日金融庁告示第三十八号（保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社のために従属業務を営んでいるかどうかの基準を定める件）

改正案	現行
<p>保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第七項及び第二百七十一条の二十二第五項並びに保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条第一項第一号、第二項第二号及び第九項並びに第二十条の七第九項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<small>金融監督庁大蔵省</small>告示第五十号）及び保険業法第二百七十一条の六第五項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<small>金融監督庁大蔵省</small>告示第五十一号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「保険会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「保険持株会社」又は「少額短期保険業者」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、</p>	<p>保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第七項、第二百七十一条の二十二第五項、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第五十六条第一項第一号、同条第八項及び第二百十条の七第九項の規定に基づき、従属業務を営む会社が主として保険会社若しくは保険持株会社又はそれらの子会社等のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を次のように定め、平成十四年四月一日から適用し、保険業法第百六条第七項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<small>金融監督庁大蔵省</small>告示第五十号）及び保険業法第二百七十一条の六第五項等の規定に基づき、保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社又はその子会社のために営む従属業務に関する基準を定める件（平成十年十一月<small>金融監督庁大蔵省</small>告示第五十一号）は、平成十四年三月三十一日限り廃止する。</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において「保険会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「保険持株会社」又は「少額短期保険業者」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、</p>



総株主等の議決権、子会社、保険持株会社又は少額短期保険業者をいい、「保険持株特定保険子会社」又は「特定保険子会社」とは、それぞれ保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条第四項第一号の二に規定する保険持株特定保険子会社又は特定保険子会社をいい、「保険会社集団」とは同項第二号に規定する保険会社集団をいう。

2 次条から第六条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を行う外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第百六条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、法第百六条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「資金移動専門会社」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を行う外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第二百七十一条の二十二第一項に規定する銀行、長期信用銀行、資金移動専門会社、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う

総株主等の議決権、子会社、保険持株会社又は少額短期保険業者をいい、「保険持株特定保険子会社」又は「特定保険子会社」とは、それぞれ保険業法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条第三項第一号の二に規定する保険持株特定保険子会社又は特定保険子会社をいい、「保険会社集団」とは同項第二号に規定する保険会社集団をいう。

2 次条から第六条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を行う外国の会社」又は「信託業を営む外国の会社」とは、それぞれ法第百六条第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社又は信託業を営む外国の会社をいい、「従属業務」とは、法第百六条第二項第一号に規定する従属業務をいう。

3 第七条から第十条までにおいて「銀行」、「長期信用銀行」、「証券専門会社」、「証券仲介専門会社」、「信託専門会社」、「保険業を行う外国の会社」、「銀行業を営む外国の会社」、「有価証券関連業を行う外国の会社」、「信託業を営む外国の会社」又は「従属業務」とは、それぞれ法第二百七十一条の二十二第一項に規定する銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、信託専門会社、保険業を行う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、有

う外国の会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社が行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等(当該保険会社の特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団又は保険持株会社集団(規則第五十六条第四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。次項において同じ。)をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

2 (略)

(資金移動専門会社の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務に関する基準)

第三条の二 資金移動専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第二条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社」とあ

価証券関連業を行う外国の会社、信託業を営む外国の会社又は従属業務をいう。

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険会社又はその子会社等のために営む従属業務等に関する基準)

第二条 保険会社、少額短期保険業者又は保険業を行う外国の会社が行う業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険会社又はその子会社等(当該保険会社の特定保険子会社、保険持株特定保険子会社、保険会社集団又は保険持株会社集団(規則第五十六条第三項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。次項において同じ。)をいう。以下この条から第五条までにおいて同じ。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

2 (略)

(新設)

るのは、「当該保険会社の子会社である資金移動専門会社」と読み替えるものとする。

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準)

第七条 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。)及び保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(規則第五十六条第四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。)又は他の保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。)(以下この項において「保険持株会社集団」という。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十条の七第二項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ (略)

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社(保険会社を除く。)若しくは保険持株特定保険子会社(保険会社を除く。)

(保険会社等の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務等に関する基準)

第七条 (略)

2 前項の従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。)及び保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(規則第五十六条第三項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。)又は他の保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。)(以下この項において「保険持株会社集団」という。)の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準は、次に掲げる基準とする。

一 規則第二百十条の七第二項第一号から第二十一号までに掲げる業務を営む会社は、次に掲げるすべての要件を満たしていること。

イ (略)

ロ 各事業年度において、それぞれの業務につき、当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社(保険会社を除く。)若しくは保険持株特定保険子会社(保険会社を除く。)

く。)のいずれかからの収入があり、かつ、当該保険持株会社に係る集団に属するすべての保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(規則第五十六条第四項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。)又は他の保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。)において、それぞれの者に属する保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があること。

二 (略)

(資金移動専門会社の従属業務を営む会社が保険持株会社の保険持株会社集団のために営む従属業務に関する基準)

第八条の二 資金移動専門会社の営む業務のために従属業務を営む会社が、主として当該保険持株会社の保険持株会社集団の行う業務のためにその業務を営んでいるかどうかの基準については、第七条第一項の規定を準用する。この場合において、同項第一号ロ中「当該保険持株会社の子会社である保険会社又はその特定保険子会社(保険会社を除く。)」若しくは「保険持株特定保険子会社(保険会社を除く。)」とあるのは、「当該保険持株会社の子会社である資金移動専門会社」と読み替えるものとする。

く。)のいずれかからの収入があり、かつ、当該保険持株会社に係る集団に属するすべての保険会社(当該保険持株会社の子会社である保険会社を除く。)若しくはその保険会社集団若しくは保険持株会社集団(規則第五十六条第三項第三号に規定する保険持株会社集団をいう。)又は他の保険持株会社の保険持株会社集団(規則第二百十条の七第一項第一号の二に規定する保険持株会社集団をいう。)において、それぞれの者に属する保険会社又はその特定保険子会社若しくは保険持株特定保険子会社のいずれかからの収入があること。

二 (略)

(新設)